（保険代位債権等）

第六条　会社は、次に掲げる金銭債権を保険代位債権等として計上することができる。

一　法第四十二条の規定により取得した非常事故代位債権

［削る］

［削る］

二　［略］

［削る］

三　［略］

（信用事故代位債権の支払備金からの控除）

第七条　会社は、法第四十二条の規定により取得した信用事故代位債権については、事業年度末において、当該債権にかかる求償権の行使（裁判の判決又は当事者間の合意がないものを除く。）によって回収が見込まれる金額があるときは、当該事業年度の支払備金から当該金額を控除することができる。

別表第一（第五条関係）

第１号様式

［略］

（記載上の注意）

１　［略］

(1)～(20)　［略］

(21)　非常事故代位債権、非常事故代位見込債権及び譲受債権の額並びにその合計額。なお、それぞれの定義は、第２条第２項、第４項及び第５項による。

(22)　［略］

２～５　［略］

［略］

別表第二（第五条関係）

第１号様式

［略］

（保険代位債権等）

第六条　会社は、次に掲げる金銭債権を保険代位債権等として計上することができる。

一　法第四十二条の規定により取得した権利のうち、次に掲げるもの

イ　非常事故代位債権

ロ　信用事故代位債権

二　［略］

三　信用事故代位見込債権

四　［略］

［新設］

別表第一（第４条関係）

第１号様式

［略］

（記載上の注意）

１　［略］

(1)～(20)　［略］

(21)　非常事故代位債権、信用事故代位債権、非常事故代位見込債権、信用事故代位見込債権及び譲受債権の額並びにその合計額。なお、それぞれの定義は、第２条第２項から第６項による。

(22)　［略］

２～５　［略］

［略］

別表第二（第４条関係）

第１号様式

［略］

（記載上の注意）

１　［略］

２　［略］

(1)　継続企業の前提（会社計算規則第100条に規定する継続企業の前提をいう。以下同じ。）に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在する場合であって、当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応をしてもなお継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められるとき（当該事業年度の末日後に当該重要な不確実性が認められなくなった場合を除く。）は、次に掲げる事項

①～④　［略］

(2)～(15)　［略］

(16)　非常事故代位債権、非常事故代位見込債権及び譲受債権の額並びにその合計額。なお、それぞれの定義は、第２条第２項、第４項及び第５項による。

(17)　［略］

３～６　［略］

［略］

（記載上の注意）

１　［略］

２　［略］

(1)　継続企業の前提（会社計算規則第100条に規定する継続企業の前提をいう。以下同じ。）に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在する場合であって、当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応をしてもなお継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められるとき（当該事業年度の末日後に当該重要な不確実性が認められなくなった場合を除く。）は、次に掲げる事項。

①～④　［略］

(2)～(15)　［略］

(16)　非常事故代位債権、信用事故代位債権、非常事故代位見込債権、信用事故代位見込債権及び譲受債権の額並びにその合計額。なお、それぞれの定義は、第２条第２項から第６項による。

(17)　［略］

３～６　［略］

［略］

別表第二の第４号様式の（間接法により表示する場合）の表中、「退職給に係る負債の増減額」を「退職給付に係る負債の増減額」に改める。

附　則

この省令は、令和三年四月一日から施行する。

○経済産業省令第十七号

復興庁設置法等の一部を改正する法律（令和二年法律第四十六号）及び復興庁設置法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（令和二年政令第三百号）の施行に伴い、並びに福島復興再生特別措置法施行令（平成二十四年政令第百十五号）第四十三条第四項、特許法施行令（昭和三十五年政令第十六号）第十一条第二項及び特許法等関係手数料令（昭和三十五年政令第二十号）第一条の三第二項の規定に基づき、経済産業省関係福島復興再生特別措置法施行規則及び特許法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年三月二十五日

経済産業大臣　梶山　弘志

備考　表中の［　］は注記である。